

平成 15 年 7 月 4 日

西東京市長 保 谷 高 範 殿

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市使用料・手数料等の適正化の考え方について（答申）

平成 15 年 4 月 11 日付、15 西審使第 5 号により諮問のありましたこのことについて、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

西東京市使用料・手数料等の適正化 の考え方について（答申）

平成 15 年 7 月

西東京市使用料等審議会

目 次

1	はじめに	1
2	基本的考え方	2
(1)	現状と今後のあり方	2
(2)	適正価格の決定のルールづくり	3
3	使用料・手数料の「原価計算」について	4
(1)	費用算定対象項目	4
(2)	費用算定方法	6
4	受益者負担について	8
(1)	受益者負担の適正化の必要性	8
(2)	受益と負担の割合	8
(3)	費用算定結果と料金決定	11
5	減免制度について	12
(1)	使用料減免の現状	12
(2)	使用料減免の問題点	12
(3)	使用料減免の基本的考え方	13
(4)	手数料の減免について	13
6	使用料・手数料の改定方式	14
(1)	改定作業のシステム化	14
(2)	サイクル化の確立	14
7	おわりに	15

西東京市使用料等審議会委員名簿

西東京市使用料・手数料等の適正化の考え方について（諮問）

審議経過

西東京市使用料等審議会条例

1 . はじめに

西東京市使用料等審議会は、西東京市が徴収する使用料、手数料等の適正化を図るため、市長の附属機関として平成 15 年 4 月 11 日に設置され、同日、市長より、「西東京市使用料・手数料等の適正化の考え方について」諮問をいただきました。

西東京市では、昨年 7 月に策定された「西東京市行財政改革大綱」に掲げられた改革項目として、「使用料・手数料の見直し」「受益者負担の適正化」に取り組んでおり、本年 3 月に庁内検討組織である西東京市使用料・手数料適正化検討部会における検討結果を報告書としてとりまとめました。

本審議会においては、西東京市の庁内検討部会の検討結果を踏まえ、公共施設の使用料をはじめとする行政サービスの受益者負担について、客観的立場から意見を述べさせていただきました。

この「答申」は、これらの議論をまとめたものです。

西東京市が、この「答申」の内容を踏まえ、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努められますことを、願うものです。

2 . 基本的考え方

(1) 現状と今後のあり方

西東京市は平成 13 年 1 月 21 日、田無市と保谷市の合併により誕生しました。合併後の財政状況は、経常収支比率や公債費比率などの主な財政指標は好転し、他団体と比較して安定した財政運営を行っているといえます。しかし、このことは、普通交付税の合併算定替えなど、国や都からの特例的な財政支援措置に支えられたことが大きな要因であることを認識する必要があります。これらの特例的な支援措置は時限的なものであり、さらに、我が国経済の長期低迷が続く中、大幅に減少している市税収入の回復を期待することは難しいものがあることから、今後の市の財政は予断を許さない状況にあるといえます。

また、新市建設計画を包含し発展させる形で現在策定中の総合計画に基づく各種事務事業の実施をはじめ、地方分権、少子高齢化、地域情報化など、社会の変化に伴う行政ニーズの多様化・複雑化・高度化への対応など、市が取り組むべき事業や課題は山積しています。

ことに、昭和 30 年代～40 年代の人口急増期に建てられた義務教育施設やその他の公共施設の維持補修や更新に係る費用の増加は、市財政に対する大きな負担となることが予測されます。

このことから、今後とも市民が必要とする行政サービスを安定して提供し続けていくためには、市民ニーズを的確に把握しながら効率的な行財政運営を確保することはもとより、貴重な自主財源である使用料・手数料について、受益と負担の明確化を図りつつ、その適正化に努めることが重要です。

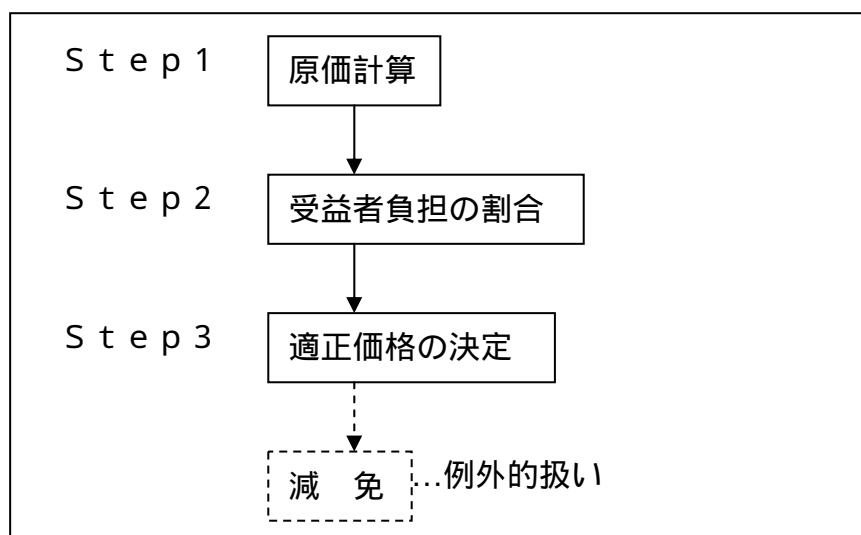
行政サービスに対する負担を見直すに際しては、市が徹底したコストの縮減を行うことが前提となります。また、市の創意工夫により、市民のライフスタイルに合った施設運営など、市民サービスの一層の向上に努めることも必要だと考えます。これらに対し、西東京市においては、昨年度策定した「行財政改革大綱」に則り、「定員の適正化(218名の削減)」「民間委託の推進」等、経費の節減に取り組んでいます。また、「公共施設予約システム」を設置したほか、「窓口サービスの向上」「ワンストップサービス」なども検討していると聞きます。こうした取り組みを一層進めることにより、コストの削減や市民サービスの向上を期待するところです。さらに、行政サービスが効率的かつ有効に行われているか、評価をするための仕組みを導入することも強く望まれます。

西東京市の財政は市民から信託を受けた市民の共同の家計であり、共同の資産です。分権時代は、自己決定・自己責任の原則を基本にサービス提供やまちづくりを行う時代ですから、市民が共同の家計を健全に維持し、安心・安全な生活を実現するために、自己の選択に応じて相応の負担をするということも一

方で必要だと考えます。そして、公費で負担すべきこと、受益者が負担すべきことを適正化し、限られた行政資源と財源を最大限有効に活用していかなければなりません。

(2) 適正価格の決定のルールづくり

以上のことから、当審議会は、受益者負担を踏まえた使用料・手数料の適正化に関する統一的な考え方をまとめ、利用者である市民に分かりやすい適正価格の決定のルールづくりを確立する必要があると考えます。具体的には、以下の図に示すように、使用料・手数料等に係るサービス原価を統一的な方式により把握し（Step 1）それをサービスの内容により定められた公費負担と受益者負担の割合により按分した後（Step 2）近隣自治体との均衡等、諸々の条件を考慮し額を決定する（Step 3）というものです。なお、この額については、社会・経済情勢の変化に併せ定期的に見直す必要があります。



3 . 使用料・手数料の「原価計算」について

使用料とは、その用途又は目的を妨げない限りで行う行政財産の使用及び公の施設の利用について徴収する金銭であり、手数料とは、特定の者に提供される事務について、その対価として徴収する金銭です。

使用料・手数料の額を決定するにあたっては、まず、行政サービスの原価を適切に把握する必要があります。

(1) 費用算定対象項目

費用（コスト）とは、行政サービスに要した人件費をはじめとする諸経費ですが、公会計上の支出（現金支出）と同じではありません。例えば、建物の減価償却費については、公会計では現金支出を伴わないので費用とはなりませんが、民間では費用となります。西東京市の検討部会の報告書に書かれている費用算定対象項目を見ると、民間企業のコスト計算に算入する項目と比べ、全体的には同様の内容となっておりますが、一部項目については未算入となっております。

費用対効果の検証や行政評価を行うにあたって、民間企業的な会計手法を用いた場合の事業コストを、費用（直接費と間接費）と機会費用に分類し整理すると、下記の表のとおりとなります。

	費用(a)		機会費用(b)
	現金収支を伴うもの	現金収支を伴わないもの	
直接費	人件費 物件費 支払利息 等	減価償却費 退職給与引当金繰入 等	資本コスト 地代・家賃 租税公課
間接費	総務部門の人件費 等	総務部門の退職給与引当金繰入 等	
事業評価上必要とするコスト(a+b)			

直接費とは、事業に直接要した費用であり、減価償却費など現金支出を伴わない費用も含まれます。

間接費とは、事業には直接関わらない費用ですが、事業を実施するにあたり、間接的に必要な費用です。

機会費用とは、民間企業であれば通常支払うべき経費でありながら、行政が負担していない費用です。例えば、資本コストや庁舎など市所有財産の無償使用に係る地代・家賃や固定資産税などの租税公課等があります。資本コストの算定については、有形固定資産(土地、建物、構築物等)を有する事業で、かつ正味財産が生じている場合、その正味財産額に市債の平均利率を乗じた額とする方法も考えられます。特に、民間

企業と費用対効果を比較する場合には、これらの機会費用を行政コストに加えることでより正確な比較が可能となります。

上記に掲げた費用の総体がフルコストであり、民間企業であれば価格に反映させるものですが、公共サービスは収益性の追求のみを目的とするものでないことから、必ずしも全てを算入しなければならないとは考えません。しかし、この中から、西東京市において、使用料・手数料の費用として算入するもの、しないものを明確にすることは必要です。なお、当審議会としては、直接費で現金収支を伴う人件費・物件費・支払利息と、現金収支を伴わない減価償却費・退職給与引当金を、基本的には算入すべきだと考えます。

なお、人件費・物件費については、下記の項目があります。これらについても、費用に算入するもの・しないものを明確にする必要があります。

人件費...給料、職員手当（扶養・調整・住居・管理職・通勤・期末・時間外・宿直・休日勤務・寒冷地・児童手当）退職金、共済費（共済組合・災害補償基金負担金）職員互助会補助金等。

なお、人件費については、基準年度における西東京市の一般会計に係る全一般職員（教育長を除く。）の平均単価を用いて算出する。

物件費...賃金（嘱託員、臨時職員等に係るもの。上記人件費に計上されるものを除く。）需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）役務費（通信運搬費、火災保険料）委託料（施設の管理委託料等）使用料及び賃借料（パソコン等のリース料等）その他受益者が負担すべきと考えられる当該建物の維持管理や運営に係る経費（報償費等）。

建物及び設備の減価償却費の算出方法は、庁内検討部会が示した下記の考え方が妥当と考えます。

減価償却の方法：定額法

具体的な算式：減価償却費 = 取得価格 × (1 - 0.1) ÷ 耐用年数

耐用年数：「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」第1表～第9表までの規定を準用

残存割合：同省令第11表の規定を準用

国・都からの移転財源については、補助相当額ととらえ、その分は予め取得価格から除いて計算する必要があると考えます。

土地については、資産として永久に内部に蓄積されているものであり、建物と違い減価償却という考え方がないので、費用に算入するべきではありません。

ただし、借地代については、他の使用料及び賃借料と同じととらえ、費用に算入するべきと考えます。

電算に係る費用については、行政が本来行うべきである業務（＝ホストコンピュータの管理・運用）と、個人利用のために本来業務から派生した事務（＝証明書発行用端末機器の管理・運用）とを区別し、後者に係る費用をコストとして算入するべきと考えます。

（２）費用算定方法

（１）施設使用料

施設使用料については、庁内検討部会の報告書では、利用率を100%として費用算定を行っておりますが、これは現実ではありえないことであり、通常、民間企業では、採算性を考慮し適正な稼働率を設定した上でコスト計算を行います。しかし、採算性の追求のみを目的としない公共サービスにあっては、最大限の利用を前提とし、利用率を100%として計算することも理解できます。

費用算定方法については、庁内での検討結果のとおり、費用算定対象項目を合算し、これを総面積・年間使用可能時間で割り、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算出する（＜算式 - 1＞参照）ことを、妥当であると考えます。

$$\text{＜算式 - 1＞ 使用料} = \frac{\text{費用}}{\text{総面積} \div \text{年間使用可能時間}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

（２）事務手数料

事務手数料については、当該事務に係るコストについて、1件当たりの費用を算出する方法（＜算式 - 2＞参照）が妥当と考えます。

$$\text{＜算式 - 2＞ 事務手数料} = \text{1分当たりの人件費} \times \text{処理時間} + \frac{\text{人件費以外の費用}}{\text{処理件数}}$$

（３）その他

ごみ、し尿処理手数料の原価計算については、市が行うごみ、し尿の収集・運搬に要する費用に加え、柳泉園組合・広域処分組合で行う中間処理（焼却）・最終処分（埋立て）に係る組合分担金（地方債元利償還金等）を経費に入れ、東京都市町村調整交付金等を引いたものを処理量で除す方法（＜算式 - 3＞参照）が妥当と考えます。

$$\text{<算式 - 3> } \text{ごみ、し尿処理手数料} = (\text{費用 (分担金を含む)} - \text{特定財源 (東京都市町村調整交付金等)}) \div \text{年間処理量}$$

上記により算出された原価を、公共サービスであるという性質に鑑み、どの程度利用者に負担していただくかを、検討する必要があります。このため、受益者負担のあり方を次章のとおり整理しました。

4. 受益者負担について

(1) 受益者負担の適正化の必要性

行政サービスに対する受益者負担の考え方は、社会環境の変化に応じて変わります。以前は行政だけが提供できた分野のサービスも、現在は民間での対応が可能となってきました。

また、分権時代においては、市民は自己の責任で自己の意思により行政サービスを選びます。例えば、福祉分野においては、介護保険制度の導入などに伴い、従来の行政による「措置」から「契約」になり、市民は自分にあったサービスを選択することになりました。

このような観点から、市民の共同の財産を使うにあたり、市民が自己選択によって選び、市場においても供給されるサービスについては、応分の負担をする必要があると考えられます。その理由としては、次のことが挙げられます。

(1) 公平性の確保

特定の市民が特定の行政サービスを受けることにより、特別な利益を受ける場合には、その利益を公共に還元させ、又はそれに要した費用をその者が負担することが公平だという考え方です。もし行政サービスの提供を受ける者が適正な負担をしなければ、それに要した経費は、結局は税金として他の市民の負担となります。

(2) 資源配分の効率性

資源の適正な配分が必要であるとの考え方です。例えば水道料金を無料にすれば、必要以上に水の消費量が増え、水道の供給確保のために余分な投資と維持管理の増大が強いられることとなります。これを防ぐためにも、受益者負担が適正に行われる必要があります。

(3) 一般財源の弾力化

財政上の収入である使用料・手数料の収入は、財政支出の特定財源として、税等一般財源の負担を減ずることとなります。これにより、税等一般財源の活用には弾力性をもたらす、市全般のサービス向上につながるものと考えます。

(2) 受益と負担の割合

市が提供する公共サービスは、道路、公園等の市民の日常生活に必要で市場原理によっては提供されにくいサービスから、宿泊施設や駐車場の運営等のよ

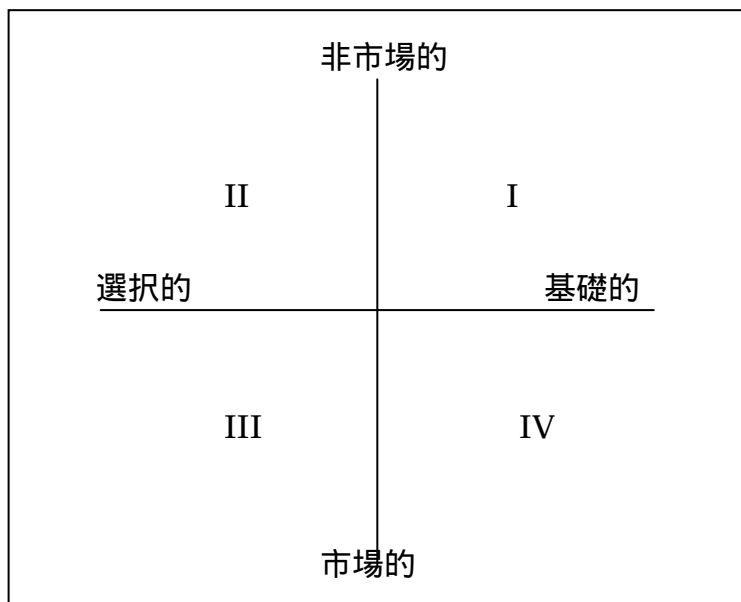
うに特定の市民が利益を享受し、民間においても類似のサービスが存在するものまで、多岐にわたっています。このため、一律の受益者負担の原則だけでは料金を設定することは困難です。そこで、サービスを性質別に分類し、その分類ごとに「公費負担」と「受益者負担」の割合を設定する必要があります。

(1) サービスの分類

サービスの目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間においても提供されているものであるかどうかなど、サービスの性質により、二つの基準の組み合わせで区分し、分類する必要があります。

- i サービスが基礎的なものか、選択的なものか
 - 基礎的サービス**...日常生活を送る上で、ほとんどの市民が必要とするサービス
 - 選択的サービス**...生活や余暇をより快適で潤いのあるものとし、特定市民に利益を供するサービス
- ii サービスに市場代替性があるか否か
 - 市場的サービス**...民間でも供給されており、行政と民間とが競合するサービス
 - 非市場的サービス**...市場では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

この分類を図化すると次の4つに区分されると考えられます。



区分Ⅰ...基礎的で非市場的なサービス

例：道路、公園、義務教育施設、図書館など

区分 II...選択的で非市場的なサービス

例：体育館、運動場、集会・地域活動施設、高齢者福祉、障害者福祉、各種検診事業、保育所等児童福祉施設等

区分 III...選択的で市場的なサービス

例：保養施設、ホール、テニスコート、プール、ジム、駐車場、文化施設

区分 IV...基礎的で市場的なサービス

例：住宅関連施設

(2) 公費負担と受益者負担の割合

公費負担と受益者負担の割合については、例えば同じ区分のサービスであっても、サービスの内容により、市場性・選択性の濃淡の差によって、違いが生じてくると考えられます。そこで、それぞれの区分に幅を持たせ、負担の割合を次のとおり設定すべきと考えます。

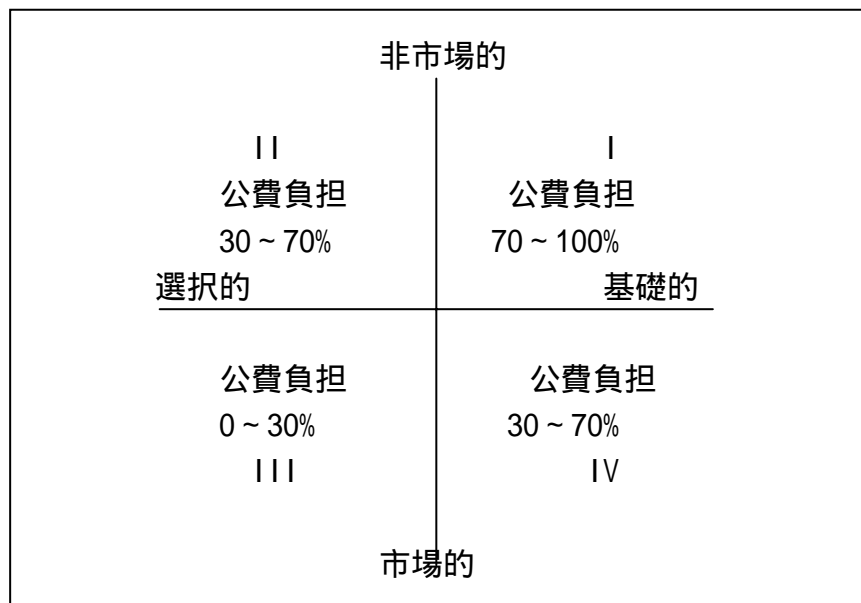
区分 I...主に公費負担とすべきもの（公費負担 70%～100%（無料））

区分 II...公費と受益者の負担割合を概ね半々とすべきもの（公費負担 30%～70%）

区分 III...主に受益者負担とすべきもの（公費負担 0%～30%）

区分 IV...公費と受益者の負担割合を概ね半々とすべきもの（公費負担 30%～70%）

これを図化すると、下記のとおりとなります。



(3) 西東京市における受益者負担の基本的考え方

上記の考え方に基づき、西東京市において提供している公共サービスの額を決定する際には、以下を原則とすべきと考えます。

- i. 市民生活にとって、基礎的なサービスであり、しかも民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービスについては、原則として無料とします。
- ii. 上記以外は、原則として受益に応じた負担を、市場性・選択性の濃淡に応じて、受益者が負うこととします。

ただし、生活困窮者への行政サービスについては、利用者が本来負担すべき実費分を除き、状況に応じて公費負担の割合を増やします。

今後は、このような考え方に基づいて市のサービス料金を見直すとともに、使用料・手数料の額についても、これを踏まえ決定するべきと考えます。

また、受益者負担の割合は、時代とともに考え方が変わりますので、時代の変化に応じて見直す必要があります。

(3) 費用算定結果と料金決定

原価計算により算出された数値が理論上の適正対価ですが、料金を最終的に決定するためには、受益者負担のあり方を踏まえた上で、市民生活への影響、近隣自治体の状況、類似施設の状況などを考慮する必要があります。

さらに施設使用料については、各施設の設置目的や性格、管理運営のあり方についての考え方や、施設・設備の立地条件、規模、老朽度合、充足度など様々な要因を考慮する必要があります。

5. 減免制度について

(1) 使用料減免の現状

「減免」とは、本来有料な施設・サービスの使用料・手数料を、「減額」又は「免除」して利用することです。現在、施設使用料については、原則有料としている施設が多いですが、その中で特別な場合は、条例及び施行規則で使用料を減免できることになっています。

現在の施設設置条例及び施行規則における減免の理由を見ると、概ね次の3つに分類されます。

- (1) 経済支援を目的としている減免
- (2) 公益上の必要性から行っている減免
- (3) 政策の推進を図るための減免

減免の対象を見ると、これらの要素が相互に関連しながら使用料が減免となっている場合が多いことが分かります。

(2) 使用料減免の問題点

(1) 一般的問題点

負担の公平・公正性の観点から、減免等の措置を適用することに対して、一般的に次のような問題点が挙げられます。

- i. 使用料そのものが公共性を十分に加味しており、政策的に低額に押さえられている場合が多いので、減免を行うことにより受益者負担の原則が著しく損なわれるおそれがあります。
- ii. 減免の適用を広げることにより、負担の公平性が確保できず、受益が偏在します。この結果、一部の市民の利用に係る経費を、税負担を通じて他の市民が負担することとなります。
- iii. 免除を受けられる者は何回使用しても使用料を支払う心配は少なく、使用料を支払っている者は使用回数が増えるほど負担も増えてきます。また、免除を受けられる者は、使用料の見直しがあっても使用料を支払う必要がなく、そうでない者との負担額の差がますます開いてしまいます。
- iv. 減免の適用を広げることにより、必要以上に行政に対して依存的になり、自立・自助を損なう傾向があります。
- v. 減免を行うことによって損失する財源で、他のより有効な施策を行う機会を逃す可能性があります。
- vi. 一度減免を行うと、既得権益化することが考えられます。

(2) 具体的な問題点

一般的な問題点のほかに、西東京市の各施設における減免制度と運用には、次のような問題点が指摘できます。

i. 旧両市の制度差

施設ごとに合併前の旧両市の減免制度をそのまま引き継いでおり、同様な施設であっても減免規定が異なっているものがあります。住民間の公平性の観点からも、新市として統一的な考え方を示す必要があります。

ii. 補助金との兼ね合い

減免を受けている団体の中には、別に市から補助金を受けている団体もあります。市から補助を受けている者に対する施設使用料の減免は、二重の補助を受けることに等しく、また、減免状況は予算書や決算書に現れないことから、他の者との公平性や透明性を欠くことになると思います。

iii. 減免適用理由

従来、減免適用の理由については、一定の要件を有する団体であれば、それ自体が減免理由に相当するものとして、一律に取り扱う傾向があります。そして、この要件の認定に際しては、ともすれば、条例や施行規則の精神を拡大的に解釈する傾向があります。したがって、減免の適用理由については、団体の要件によるのではなく、施設利用の目的によることとし、公共性の高い利用のみに限定しなければならないと思います。

(3) 問題点への対応

これらの一般的・具体的問題点を踏まえ、社会的公平性・公正性の視点から、減免規定を統一的に見直す必要があります。

(3) 使用料減免の基本的考え方

今まで、西東京市においては、多くの施設で使用料の減免を行ってきました。施設を減免料金で使用することは、各種の活動を活発にし、市民生活を豊かにする面もあります。しかし、前に挙げた問題点を解決し、公平性を確保するために、すべての施設において一切の減免制度を止めるべきではないでしょうか。その上で、公共性の極めて高いもの、真に支援が必要と考えられるものに対してのみ、政策的判断により減免制度を行っていくことが望ましいと思います。

(4) 手数料の減免について

手数料についても、法令に定めのある場合を除き、使用料の減免と同じ取扱いにすべきだと思います。

6. 使用料・手数料の改定方式

(1) 改定作業のシステム化

当初設定した料金が実勢にそぐわなくなった場合、当然料金の見直しが必要となります。この見直しの作業を長期間怠ると、引上げ幅が大きくなりすぎて、改定幅の縮小や、段階的・小刻みな改定を余儀なくされ、結局所要コストとの均衡が失われてしまうこととなります。ともすれば、改定のきっかけそのものさえつかみにくくなる、という事態も招きかねません。

使用料・手数料の適正な水準を維持するためには、一定の期間ごとにその見直しを行うことと、そのための簡便な作業手法をシステムとして確立しておくことが必要です。

このようなことから、使用料・手数料の改定作業が一定のルールをもって定期的に、かつ簡易・迅速に行われるよう、次のような方式を確立すべきものと考えます。

(2) サイクル化の確立

額の見直しについては、概ね3年ごとに見直しを行うべきと考えます。見直しをした結果、改定の必要がないと判断される場合も当然ありますが、改定の要否にかかわらず、3年を経過すれば必ず一定の方法により検討を行うというルールをたてておく必要があります。

なお、コストの変化の推移を知り、コスト削減に努めるため、コスト計算については、毎年行う必要があると考えます。

7. おわりに

西東京市の使用料・手数料等のあり方を議論したことを通じて、市民の共同の財産を、いかに公平かつ効率的に利用していくかを考えてまいりました。本答申において、公正な立場から、時代状況に応じた受益者負担のあり方を示したつもりです。

今後、市は、コスト縮減を進めながら、市民サービスと利用率の向上に取り組むよう、一層の経営努力が求められています。そのためには、達成すべき成果とそれに必要な行政コストを正確に把握するとともに、行政サービスが効率的かつ有効に行われているか評価するための仕組みと、市民への情報公開が必要です。また、一方で、市が健全な財政を維持し、市民自治を実現するためには、市がやるべきこと、民間がやるべきこと、市民が自立的にやるべきことを明確にし、それぞれがそれぞれの役割に応じた取組みを行うことも重要です。その上で、利用の低い施設については、その必要性から考え直さなければならないと考えます。

この答申内容を踏まえ、市が適切な見直しを行うことにより、市民が受益に応じた適正な負担をしつつ、市の施設・サービスを利用することを願うものです。また、使用料・手数料以外の受益者負担及び減免制度についても、本答申を踏まえ、適切に対応されることを望みます。

西東京市使用料等審議会委員名簿

	氏名	選出区分	所属等
会長	よねだ 米田 正巳	学識経験者	公認会計士
副会長	みやもと 宮本 勝実	関係団体	日本 E R I (株) 確認検査部
委員	よしだ 吉田 民雄	学識経験者	東海大学政治学部教授
委員	たぐち 田口 清	民間事業者	三井住友銀行 公共法人営業部
委員	たけのなか 竹之中 圭子	文化施設ボランティア	

15西審使第5号
平成15年4月11日

西東京市使用料等審議会
会長 米田 正巳 殿

西東京市長 保 谷 高 範

西東京市使用料・手数料等の適正化の考え方について（諮問）

本市においては、平成14年7月に策定した西東京市行財政改革大綱に基づき、現在、使用料・手数料等の受益者が特定できる行政サービスに対する適正な負担水準のあり方について見直しを行っています。平成14年度は、市として統一的な考え方をまとめるために、庁内において検討組織を設置し、検討を行ってまいりました。

庁内でとりまとめた考え方を含め、使用料・手数料等のあり方に関し、専門的・客観的立場からご意見をいただきたく、諮問いたします。

使用料等審議会 平成15年度 審議経過

審議会	開催月日	主な議題
第1回	4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・諮問 ・審議会の運営方法について ・西東京市の現状について
第2回	5月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・費用算定方法について
第3回	5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担について
第4回	6月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・減免制度について ・その他の事項について
第5回	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書の作成
第6回	7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申

西東京市使用料等審議会条例

(設置)

第1条 西東京市が徴収する使用料、手数料等(以下「使用料等」という。)の適正化を図るため、市長の附属機関として、西東京市使用料等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、西東京市が徴収する使用料等について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料等は、審議会の所掌事務としない。

- (1) 法令の規定に基づき算定される使用料等
- (2) 条例により他の審議会等の所掌事項とされている使用料等
- (3) 広域的な観点から定める必要のある使用料等で市長が別に定めるもの

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画部企画課で処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。